

## 第3章 初期の拡充と学生

### 第1節 初期の大学管理運営

#### 1. 大学管理運営の出発点

新しい高等教育制度の中で、大学の管理運営に関する制度上の変化は大きく、新憲法の第23条は、「学問の自由はこれを保障する」と規定したが、これは戦前の大学にのみ慣行的に存在した教授会の自由とは異なり、大学の民主的運営を制度として保障する原則であった。

昭和22年制定の学校教育法第59条は、大学の重要事項を審議するために、必ず教授会を置かなければならないと規定し、その構成員は、教授のほか助教授およびその他の職員を含み得るとし、大学の重要事項は教授会の意思によって決定され、外部の政治権力や、行政官庁の意思によって押し付けられないという自治の原則を保障した。

同年5月の学校教育法施行規則第57条は、学生の入学・退学・休学・進学の課程の終了・卒業等は教授会の議を経て学長がこれを定め、学生関係事項は教授会の管理に属すこととしている。

また同年10月に制定された国家公務員法との関連で、教員は一般行政職員とは異なり、教育研究の自由が尊重されなければ、学問の自由の保障がないということから、昭和24年1月12日、教育公務員特例法が制定された。大学関係の条項に、国公立大学の学長、部局長、教員の任用、昇任の選考、転任あるいは降任、免職等不利益処分

## 第1節 初期の大学管理運営

審査手続等に関し管理機関との関係を定めた。

この法律はまた暫定的に、大学に(1)協議会、(2)評議会、(3)教授会の3つの機関を設け大学の民主的運営を保障するとともに、自主的人事権を確保せんとした。

各国立大学では、この規定に沿って、時期の前後はあったが、それぞれの規程を設けて大学の管理運営の基本とした。ここで「暫定的」とあるのは、政府が大学法あるいは大学管理法の制定を予想していたからである。事実昭和23年12月議会で大学法上程を準備していることが言明され、26年6月には議会で大学管理法案が上程されたが、継続審議となって議決にいたらなかった。

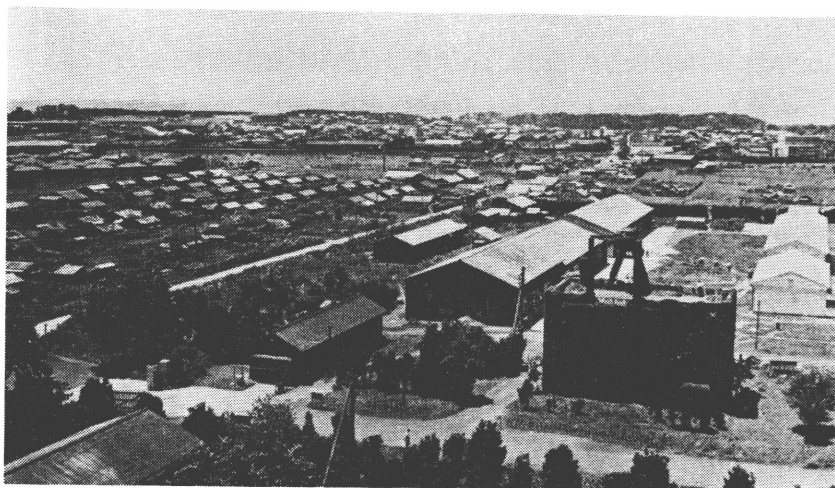
文部省は昭和28年4月22日、省令11号をもって「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」を制定し、大学の管理運営に関する方針を示した。この中には、評議会は、学長の諮問機関であることが明記された。

この省令は、その後大学の管理運営に関する基本的規程となったのである。

## 2. 千葉大学の管理運営

教育公務員特例法で定められた(1)協議会、(2)評議会、(3)教授会の3つの管理機構の中、協議会は学長の選考および学長の不利益処分に関する事前審査と勤務評定を行うことが権限の内容で、評議会の構成員の他、学部長、附置研究所長、附属図書館長によって構成された。

評議会は、その構成については「国立大学の評議会に関する暫定的措置」(昭和28年



文理学部全景

### 第3章 初期の拡充と学生

の文部省令)によって定め、教員の不利益処分に関する事前審査を行った。

教授会は、教員の選考、教員および学部長についての勤務成績の評定を行い、1学部のみ大学においては、評議会の権限を持つことが定められたが、教授会の構成および権限については、学校教育法にすでに大綱は示されていた。

さて、本学において評議会に関する運営規程が置かれたのは、昭和24年10月1日で「本規程の存続期間は大学管理法（仮称）の制定」までとする暫定措置をとることとなった。

その規定の第1は、本学の運営を円滑適正にし、学部間の連繫を緊密化することが目的とされ、第2は、この目的達成のための運営に関する重要事項については学長の「諮問に応じて審議をすること」になっていた。内容は次のような旧制大学の評議会の審議事項であった。

(1)学部における学科の設置および廃止、(2)講座の設置および廃止、(3)大学内部の制規、(4)その他文部大臣または学長の諮問事項等、審議事項を具体的に示した。

第3に評議会の構成員は、学部長、附属病院長、分校主事および医学部(2名)、薬学部(1名)、学芸学部(3名)、工芸学部(2名)、園芸学部(2名)の教授を各教授会でそれぞれ互選し、学長の任命によった。

第4に評議会には、評議員以外のものも出席する道をのこし、第5に学長は毎月1回定例に評議会を招集し、その他臨時会も開く場合もあった。

本学が、学部教授会規程を定める前に評議会規程を設けたのは、旧制の単科大学や専門学校、師範学校などの統合によって創設された新制大学であった関係で、単一の総合大学として本学を発展させてゆくためには、「学部間の連繫を緊密化」し、大学の運営を円滑適正化することが是非共必要だったからであろう。予想された大学管理法は終に成立をみず、本学においては、昭和26年10月5日、あらためて評議会規程が設けられた。これは本学の中核体として小仲台に文理学部が設置されてから1年半を経過し、また、本学発足から2年半余りを経た時期である。この評議会規程は本学の管理運営に関する基幹の意味を持つものとなった。

本規程は、包括的には、本学に関する「重要事項」を審議するが、その審議内容については、学則その他重要な規定の制定改廃、予算関係、重要な施設の設置廃止、人事の規準、学生定員、部局の連絡調整、職員学生の福祉厚生、学生の懲戒、その他大学の運営、および教育公務員特例法その他の規定とされた。評議会は、学部長、各学部で選出され学長の任命した教授2名、腐敗研究所長、附属図書館長、医学部附属病院長によって構成され任期は2年であった。また、議決事項の記録のために議事録を

## 第1節 初期の大学管理運営

具えること、幹事・書記の設置等規程の内容が整備された。

本規程で注目されるのは、前の規程では「学長の諮問に応じ審議する」として明確に学長の諮問機関であることが規定されていたのに対して、新規程では「重要事項を審議するため」評議会を置くとして諮問条項が消えたことである。これは大学管理法に対して各方面から出された批判的見解の中に、大学の自主的民主的運営を強化する内容があったことの反映と見ることができよう。

昭和28年4月の評議会に関する暫定措置を定めた文部省令は、評議会を学長の諮問機関と定めた。このことを受けて、本学でも同年6月1日に再び評議会規程を改正し、同会を省令の線に沿った諮問機関に性格を規定しなおした。また、評議員は文部大臣の任命によるとしたのも改正点の特徴の一つであったが、その他については26年規程と大きい変化はない。

学部運営の根幹である教授会規程は、昭和26年10月5日全学部に統一的に設けるものとして、「千葉大学学部教授会規程」および「同規程実施要綱」が制定された。その第1条は、「学校教育法、その他の法令に基いて、本学各学部には教授会を置く」とある。

学校教育法は同22年3月31日に公布されており、本学発足当初から各学部には教授会が設置されていたであろうが、運営の規程は、恐らく包括校当時のものを利用して来たものとみられ、統一的な教授会の規程は、26年が最初のものであった。

さて、教授会は、学部長および教授の全員で構成されるのが原則であったが、各学部の学科または教室に教授のいない場合は、教育研究に関して教官の意思が反映しないため、各部運営に支障をきたす恐れがあり、助教授または常勤の講師を講成員に加えることができた。

教授会の審議事項は、学科講座ならびに教育研究に関する施設の設置廃止、学科目の種類と編成、学生の入学と卒業、学生の試験、学生団体・学生活動・学生生活・学生の懲戒、教育・研究・運営に関する重要事項であり、その他教育公務員特例法その他の法令の規定した権限に属する事項であった。学部長の選出、人事権等もこのなかに入り、議決事項は記録することが義務付けられた。

この規程に準じて同年10月から翌年2月にかけて各学部ではそれぞれの学部の教授会規程を設けた。この規程で共通していることは、人事と予算に関しては、学部長および教授のみの教授会の専決事項となったことである。

学長選考のための「協議会規程」は昭和27年9月2日から施行された。

## 第2節 学芸学部の改組

### 1. 千葉大学振興宝くじの発行

東京工業専門学校（工学部）は戦災のため都内にあった校舎を失って、松戸の旧軍施設に移転し、千葉医科大学（医学部）は昭和20年7月の空襲で基礎教室の多くが灰燼に帰した。同じく千葉師範学校女子部（教育学部）も校舎、寄宿舎の大部分が破壊され、しかも数名の女子生徒の命が奪われた程であった。このような状況下に、昭和24年度に発足した本学の施設設備は、大学教育を行う場としては最大の困難に直面していた。

発足当初の学芸学部の授業は、旧師範学校の老朽校舎を基盤として行われ、自然科学の実験等は、薬学部の実験室を使用して行うのが実情であった。いきおい師範の旧教官室等は授業のための教室に改造使用された。

ために教官室の一部は、千葉県盲聾学校の一部を借用せざるを得なかった。

本学設置「申請書」には、本部を小中台町の旧陸軍防空学校跡に予定をしたものの、文教予算不足から申請当初の目的を果せないままであったが、学芸学部改組が実現する見通しとなった昭和24年の末には文理学部を予定通り小中台町に設置し、大学本部も同所に移転させる必要にせまられた。それにもかかわらず、少ない文教予算の枠内では旧軍施設を転用しても、なお教育環境を整えることすら覚束



千葉大学振興宝くじ

## 第2節 学芸学部の改組

なかった。独自に移転資金を捻出する苦肉の策として打ち出されたのが、千葉県の協力による「千葉大学振興宝くじ」の発行であった。振興宝くじは、昭和24年12月15日から翌25年1月14日迄の1か月間、各市町村、PTA、大学および後援会、各法人会社を通じて発売されることとなった。宝くじは1枚25円、100円で4枚を1連にして記念スプーン1本を付け、合計25万連を発行し、1,000万円の資金調達を見込んだ。

本学関係者、わけでも学芸学部の教官・学生は、それぞれ多量の割当枚数を消化しなければ施設の整備もままならぬとあって悲壮な覚悟でこれに取り組んだ。木枯しの吹く年の瀬から正月にかけて、あるいは縁故を求め、あるいは千葉市内を1軒1軒宝くじの趣旨を説明しながら売り歩き、市民からいたく同情をかった。自らの大学を自らの手で建設するためのこれらの行為は、恐らく大学創設当初でも全国的に例を見なかったと思われる。この辛酸の経験は、教官・学生の連体感を増し、大学への愛着を生み出す結果ともなった。今でも語られる当時の苦勞話は、単なる懷古ではなく、大学と地域とが一体となって行った努力だけに、地域社会とのかかわりのなかにこそある大学の有るべき姿を示していると言っても過言ではない。

バラックに等しい木造1階建ではあったが、幾棟かの校舎・教室・本部等が新築され、旧陸軍防空学校の施設の利用によって、文理学部の小仲台設置移転が可能となった。

## 2. 文理学部と教育学部の設置

高い理念と目標の下に、千葉大学の中核として発足した学芸学部は、その基本であった一般教育と専門教育および医学部受験等教育研究態勢に、開学当初から諸種の問題を内包していた。新制千葉大学の目標は、小池学長の第1回入学式の告示で示されているが、広い視野にたった教養豊かな社会人の育成にあり、学芸学部がその使命の中心的部分を負わされていた。しかし、学芸学部の専門教育は元来教員養成にあったこともあり、理念に掲げた教育目標を達成することには、いろいろ困難があった。

すでに小池学長は教育学部の独立と文理学部の設置を考え、昭和24年8月31日、文部大臣高瀬荘太郎宛に「千葉大学文理学部及び教育学部設置」に関する申請書を提出した。第1回入学式後僅か40日後のことである。さて、この申請書の基本は、学芸学部はもともと学問の基礎的研究分野の学芸部と応用分野を履修する教育部に分れるがこのあり方では新制大学の設立趣旨を達成することが困難である。従って「学芸部」に「東京医科歯科大学予科」を包摂して文理学部とし、教育部を専門の教育学部に改

組する必要があるとするものであった。教育学部と文理学部の密接な結びつきによって、教育学部学生の基礎分野の科目は文理学部で、また文理学部の教員志望学生は教育学部で、それぞれ必要単位を取得するよう組織化することもうたわれた。ところで、東京医科歯科大学の予科は、旧制単科大学の予科として昭和21年8月に発足したものであるが、新制大学の医・歯学教育は、前期2年間の一般教育を受けた者が、試験によって選択される制度となったため、予科から本科への直接の道はなく、予科の存在は一般教養課程を持つ大学に包摂されることによって、より合理化されるものと考えられた。かくして、東京医科歯科大学と千葉大学の実態と意図とが合致し、文理学部設置と教育学部の独立が行いえたのである。

昭和25年4月、千葉市小中台町にあった旧陸軍防空学校跡に移転して発足した文理学部は、自らの専門課程を持つと共に全学部的一般教育を担当し、更に教育学部学生の履修すべき教科専門科目の教育を行うという任務を持った。しかし、昭和25年当時専門課程の学生の教育はまだ行われておらず、一見医・歯学進学課程の教育が主となっており、高い理念の、いわゆるリベラル・アーツの様相を名実共に備えるためには、専門課程を専攻する学生が出てくる26、27年度まで待たなければならなかった。

## 第3節 新制医学部の発足と拡充

### 1. 新制医学部の発足

本学が発足した昭和24年には、千葉医科大学が医学部（旧制）、千葉医科大学附属病院が医学部附属病院に名称変更されて、医学部が発足した。一方新製の医学部はまだ発足せず、プレメディカル・コースとも云うべき学芸学部（翌年文理学部）の一般教養課程があつて、医学部受験をめざす学生がいたにすぎなかった。新制医学部が設置されたのは、一般教養課程を了えた学生が入学する昭和26年4月をまたなければならなかった。

4月11日の医学部入学式において小池学長は、新制医学部について幾つかの論点を明らかにしている。それは、医学部が6・3・3・2・4という特殊形態をとっているが、医学の専門課程が4年を要するという特殊事情によるものであって、新制大学の根本精神はいささかも変ることはない。その特殊事情は、対象が単なる生物ではな

### 第3節 新制医学部の発足と拡充

く、人格のある尊い人生をもつ人間であることにある。医学が自然科学に属することは云うまでもないが人間を対象とする点で自然科学に徹すると共に、強いヒューマニティーの精神にも徹しなければならない。

また、専門課程としての医学教育は、特定の専門分科の教育ではなく、広く医学全般の教育が必要である。専門分科の研究は広大な基礎の上にあるものである。

新制医学部の教育方針は以上の点で明らかとなった。しかし、医学部への入学は、2年間の一般教養科目の履習が義務付けられていることにかわりはなく、そのことが、本学における教育全般に及ぼす影響と矛盾は軽減されることはなかった。また医学部へ入学する学生にとっては、2年後に入学試験を受けるという繁雑さがあったため、昭和29年3月に学校教育法第55・56条の改正によって一貫した6年制がとられることとなり、本学では翌30年4月から医学部医学進学課程が設置された。一般教養課程のない大学については、他大学との特約を結ぶこととなり、東京医科歯科大学の医・歯学進学課程を設置したのもこの改正によっている。

## 2. 大学院医学研究科（博士課程）の設置等

大学院の設置問題は、第1次米国教育使団の提言を受け、教育刷新委員会においても検討が加えられた。そのなかには二つの異なる見解があった。一つは6・3制教育の外に置き単一の研究所をおくか旧帝国大学内の研究所として設ける案と、今一つは大学の構成要素として考え、帝国大学との格差を設けないとする対立した意見であった。次いで昭和23年7月には、大学基準協会も参加した審議によって得た内容を建議した。大学院は「研究者の養成機関」と規定し、大学の構成要素であるとの見解で統一された。翌24年4月に大学院基準が決定され、新制大学院は学部と有機的関連を持つとされた。大学設置審議会は、25年2月この基準を採択した。

医・歯学関係の大学院設置基準は、学部の修業年限が6年であった関係で、博士課程のみで構成され、専門職であるとされ、一般の大学院とは異り、大学院設置の審査ははるかに厳しい内容となった。

国立大学における大学院は昭和28年新制大学卒業者が出ることにより、旧帝国大学を中心に講座制編成の大学に設置されていった。医学・歯学関係は、なお2年を経て、30年4月に設置されたのであった。

本学医学部においてもこの年大学院博士課程が設置され、16名の入学者があった。その後徐々に入学者が増加していった。



さて、アメリカ式医学教育もしくは医師制度が導入された戦後においては、4年間の専門教育を受けた後、インターンとして1年間の医学実習を終えなければ、医師国家試験を受けることができなかった。

インターンは、医師になるための実地訓練という意味では医学教育の一環と考えられるが、医学生が学部を卒業したその時から文部省の手から離れ、厚生省の所管に属し、国家試験も同省の所管事項であった。インターンは、医学生でもなく、医師でもなく、身分的には全くあいまいで、明確な制度上の身分保障はなかった。所属する大学病院をはじめ他の病院においても給与はほとんどなく、その上、インターンの受け入れに人数制限が行われる場合すらあった。

インターンが制度化された昭和21年当時から、医学生およびインターンの間では、その矛盾に対する批判的意見が多かった。

この問題が悲劇的に顕在化したのは、次の事件によっていた。昭和24年11月22日、都立豊島病院のインターン10名がチフス菌に濃厚感染し、本学医学部卒業生を含め2名が死亡した。これは大量謀殺事件として大きく報道され、社会の注視の的となった。ところが、インターンは、都立病院の正式職員ではなく、さりとて学生でもなく、死亡による保障が何らなされることなくすまされようとした。

この時期に相前後して全国インターン連合が結成され、都、厚生省、都議会、国会への請願が行われ、弔慰金は出されたが、しかし、弔慰金ですまされる問題ではなくインターンの身分明確要求としてクローズ・アップされたのであった。小池学長は、「インターンの身分明確化に対しては、私からも都および厚生省に交渉するつもりである」との態度を明らかにした。

インターン連合は医学連に発展し、インターンの身分保障、期間の短縮、学生定期券の発行等の要求から、インターン制度そのものの廃止へと運動が進み、現在は、医師国家試験の後に研修医となることになった。

## 第4節 各学部の拡充

### 1. 文理学部の拡充と専門課程

文理学部は全学の一般教養課程、文科・理科両系列の専門課程、教育学部教科専門

#### 第4節 各学部の拡充

の3部門の教育を担当する、という重要な任務を負い、全国のモデルを目指して発足したが、わが国の大学教育における一般教育そのものの含む問題性のほかに、専門課程のあり方に関しても問題があった。即ち、当初医学部受験を目的とする学生を受け入れるという体制のなかに出発し、しかも教官の組織・編成の面でも旧制高等学校の母体というものがなく、各専門学校並びに師範学校の教官の寄り合いで教育体制が作られていた。

昭和26年度からは専門課程に籍を置く学生が現われたが、多くはいわゆる医学部浪人で、27年度入学からは、文科系（70名）、理科系（40名）、医進系（120名）、歯進系（60名）の4系列が設けられて専門課程の教育体制が整えられたが、専門課程のリベラル・アーツとしてのあり方やその実態に関しては問題を含んでいた。即ち学生の中には医学部進学を目指して一般教養課程を予備校と考える者や、当時本学が二期校であったことともからんで在学したまま一期校への再入試や、他大学への転入を試みようとする者も少なくなかった。

一方、教官の側ではどのような形態の専門教育を行うべきかについて、量・質ともに弱体な体制の中で、その研究の方向や文科・理科の両面を含む新たな総合化について、十分な検討と結論を得ないまま、教官各個人の意識に任かされて教育が行われていたのである。

昭和28年度から文理学部プロパーは、人文系、社会系、理科系の3系列となり、翌29年度には人文科学系、社会科学系、自然科学系、医学進学系、歯学進学系の履修課程が設けられた。

当時専門課程には、哲学・心理学・史学・国文学・英文学・独文学（人文科学）・法学・政治学・経済学・社会学（社会科学）・数学・物理学・化学・生物学・地学（自然科学）の教室があり、これらのどれを専攻するかは比較的に自由であり、他学部からの編入もでき、その点では開かれた学部であったし、一般教養課程を修了して他へ転出する学生も少なくなかった。

このような事態の中で、昭和28年末から翌29年2月にかけて学生は、2・3・4年生を包含した文科系各学部代表20名からなる「文理学部強化対策委員会」を作り、数度にわたり学部と懇談を重ね、要望事項を明らかにした。その第1は、本学部定員300名の内、過半数以上の180名が医・歯学進学課程で占め、そのため授業内容が両課程に偏重する傾向が強くと、第2に専門教育が独自の講座を持たず、教科専門を含めて便宜的に構成され、第3には一般教育と専門教育とが講義や校舎の使用、図書の利用等不明確な点が多く、これらの改善が是非必要ではないか、というものであった。これら

の要望は卒業後の就職に困難をきたす恐れが十分あった事態を目前にした学生の危機感から出たものと思われる。専門学部への独立を希望する空気は、学生の中に強かったのである。

また、教官の研究面では文部省の予算算定規準が、講座制と学科制・課程制との間に倍以上の開きがあり、ことに理科系では十分な研究は到底行い得なかった。

当時学部長であった前田鷹衛教授は文理学部のあり方会議を開き、昭和29年11月1日の大学新聞で次のような意見を述べている。文理学部は現在その責を十分果し得る段階にはきておらず、30年度からは医・歯学教育制度の改正に伴い、両進学課程の教育を担当するので、この機会は一般教育の充実を計り、専門課程に画期的創意を加えて是正すべき点はあるだけ現実に即して改善したいが、そのためには結局文理学部の在り方そのものまで検討を加える必要があり、今、あらゆる角度から慎重な討議を重ねつつある。しかし、問題は新制大学全体に共通する学部運営の現状の批判的検討と並行して考えなければならない。千葉大学は複合大学か総合大学か、或は職業教育を主とするか、それとも全学的に大学院を設置する方向に進むかの、大学そのものの性格の問題とも関連するので、それを明確にし、重点的に基礎工作を進める決意と熱情を保持すべきである、と云うものであった。

しかし、昭和30年代になって事態は変ってき、中教審の答申に基づいて学制改革の方向が打ち出され、文理学部はその改善よりも改革廃止の方向で進むすう勢の中に立たされることとなった。

この間、運営面が徐々に改善されていった。従来二期校であった関係で、一期校コンプレックスが学生の中にあっただのが、昭和31年度入学から一期校となり、学生の質が低下するのではないかとの声も聞かれたが、むしろ逆に学生の自信が増すことによって、教育効果が上がる傾向をみせた。

文理プロパーの場合各系列に入学すると、どの学科を専攻するかは自由であったが、この専攻方法ではいわゆる人気のある学科に学生が集中する傾向が強く、学科定員の関係で不本意ながら第2志望に行く例もあって、或る意味では学科編成に支障をきたす恐れがないわけではなく、また、専攻学科に必要な教育をできるだけ早く行うことによって教育効果を上げる必要性が痛感されたため、昭和35年度入学から専攻教室別に学生定員を決めて入学を許可する、いわゆる縦割方式がとられた。この方式は、1年生から各研究室に属し、その雰囲気は馴れ、早くから研究方法を学習できる利点があったが、合格判定者の専攻の振分けで複雑な難点がなくはなかった。

## 2. 工芸学部の改組

戦後の教育改革によって、東京工業専門学校が千葉大学工芸学部として発足するにあたって学部名を工学・工芸何れにするかは、単に名称のみの問題ではなく、学部の内容と性格を規定する重大問題であった。

東京工専は、もともと東京高等工芸学校として出発し、日本の伝統工芸を技術的・理論的に追求する学科のある独特な官立専門学校であった。これらの伝統を戦後大学教育の特性である、教育・研究の場で生かすためには、工学と工芸とが同等にかつ多面的に発展する学部の性格をとる必要があり、工芸学部が指向されたのである。

従って、カリキュラム編成にあたっては、敢えて学科制をとらず、23講座の学科目を設け、この中からI類からIV類までの例示コースを参考にして、自ら進むべき専攻のコースを選択する教育体制をとることとなった。専攻に関し、入学後に学生に選択の自由があったことは、2年間の一般教養課程の学習を多様に充実させ得る可能性があったともいえる。本学部学生の募集は、24年度の場合、定員180名に対し、140名が第1回入学生となった。ところが、工芸学部の学生は、1年生のみが亥鼻の学芸学部において一般教養課程の科目を履修するにとどまり、「学部」としての専門教育は、この時期には行われたわけではなかった。

松戸においては、東京工専の授業が行われ、一般教育を担当する教官は、学芸学部あるいは25年度から文理学部へ出向して授業を行った。

昭和25年に入り、白井学部長が病気退任後、同年8月小池学長が工芸学部長事務取扱を兼任してから、工芸学部改組の議論が活発化し、小池学長はかねてから総合大学の専門学部としては、工学部の方が適しているという考えが強く、工学部設置の方向に事態は展開していったが、工芸学関係の教官に根強い反対があり、25年末には工学部不参加の具申書を提出する専攻教官もあった。

小林政一工学部長の就任後、工学部設置の概算要求がまとまり、26年4月1日から工学部となった。ところが、工学部となった場合、大学設置基準に照らし、降格教官が出ることとなり、人事配置の面で問題を残した。

工学部となってからは、学科制が導入されて5学科となり、従来の学科目によるコース選択は不可能となったが、その後学科の分科充実がはかられ、37年には写真工学科、印刷工学科が独立して7学科となり、募集定員も増え、社会的需要にこたえる形となった。

昭和30年4月には、研究教育の高度化を目的として専攻科（各科定員5名）が設けられ、大学院設置へ向けて基礎固めが行われていった。

### 3. 工業短期大学の設置

新制大学の創設にあたって、全ての大学・専門学校を4年制大学として昇格させることは、財政的にも大学基準の上からも無理であった。昭和22年当時短期大学問題は、「2年制大学」として発足するかどうか、文部省とCIEの間で若干の討議がなされたが、現実の問題として、千葉大学設置認可にあたって、工芸学部の中に短期大学を設置する案は、大学設置審議会でも否定され実現をみななかった。しかし、教育の機会均等の観点からすれば何らかの形で旧制の高等学校または専門学校を救済する必要があり、教育刷新委員会の議を経て、文部省は学校教育法の一部改正を24年春の第5国会に提出した。それは109条において、大学の修業年限は当分の間、第55条の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて2年又は3年とすることができ、名称を短期大学とし、この大学の修業年限を4年制大学に入学した場合に通算することができるというものであった。付則でこの法律の施行は25年3月1日とした。この法律改正の結果、国立大学では26年から35年までの10年間に合計24校が工・法・商・経の各学部で短期大学を併設した。

このような全国的動向の中で、千葉大学工業短期大学部は、27年4月1日に夜間として併設された。東京工専時代の二部（夜間）が衣を変えたといってもよい。「学生募集要項」には、本短期大学部は新教育制度下において職業的な完成教育を目指し、新制大学の特色である一般教育はもとより、直接職業に必要な教育指導を与えることを目的とし、夜間大学として向学の熱意に燃えながら勤労に従事する人、またすでに技術的方面に携わっている人で更に高度の知識・技術を受けたい人を主目標に募集を行うことを明らかにした。

修業年限は3年とし、当初は印刷科30名、写真科30名の募集を行った。

学長は千葉大学長小池敬事が兼任し、主事は工学部長小林政一であった。校地は工学部敷地内にあり、施設設備は不足だけではあったが、学生の勉学に対する熱意は高く、欠席者も少なかった。

昭和32年には全国木材工業界からの強い要望があり、木材工芸科（30名）が増設され、ついで34年には工業意匠科（40名）が増設され、工芸関係4科が揃って、いわゆる東京工芸の伝統に支えられた特色のある短期大学となった。

#### 4. 各学部の拡充と学科の分化

##### (1) 教育学部

教育学部は、昭和25年4月に独立し、教員養成専門学部として4年課程および2年課程共に、小学校教員養成課程と中学校教員養成課程とが設けられた。一般教養の履修は文理学部で行い、専門科目については、運営要領によって双方で行うことが定められ、教職に関する授業は、教育学部で行った。

昭和28年度からは、4年課程を第1部、2年課程を第2部とし、小学校教員養成課程を第1教育科、中学校教員養成課程を第2教育科と改称した。この名称変更は、学生の心理的作用を考慮したものだと言われる。第2部は原則として四街道において教育が行われていた。

文理学部のある大学の教育学部4年課程（第1部）における英語、国語、社会、数学、理科の5教科は、文理学部が担当することになっていた。教育学部の学生は、卒業資格に必要な130単位のうち、100～90単位を文理学部に依存していたことから、教育学部ではせいぜい教職科目の30単位を履習する、いわば教職学科に過ぎないという批判や議論が内部にあり、教官の学生指導に問題があったといわれていた。

その後昭和36年度から第2部の学生募集が停止され、その学生定員が第1部にふりかえられ、その年度末に分校は廃止となった。

同年7月から教科専門科目の履習が強化され、翌年4月から前記5教科の専門科目の一部が教育学部で開設されることとなり、専門科目の講義を通して学生の指導把握が可能となって、専門学部として教育の内容が充実し、問題解決の方向に進んだのであった。

昭和40年4月西千葉の新築校舎に移転したが、この年から養護教員養成課程が増設され、同時に小・中学校教員養成課程が定員増となった。また、教育に関する専門科目の教育を深める意味から専攻科が設けられるにともなって、第1・第2教育科が廃止となり、元の名称にあらたまった。現在の教育学部の基礎は、この時確立されたといえよう。

##### (2) 薬学部

昭和24年（1949）4月に発足した薬学部は、明治23年（1890）7月、第1高等中学校医学部薬学科として出発した長い歴史を持つ。戦後の教育改革において、「千葉大学では医学・薬学両者の総合機能を申分なく発揮するため、最初から薬学の存置を断

固主張し、これに依り新制大学の構成に即した態勢を執った。」

学部の募集定員は40名であったが、女子学生の入学は比較的多く、戦後の新時代を職業人として生きようとする女性にとっては、魅力のある学部であったろう。

本学部の包括校が医科大学附属の専門学校であっただけに、医学部あるいは腐敗研究所との共同研究を進める上でも、独立した学部の形態を整えることは、学部運営上も必要なことであった。とはいえ、長年の「寄食的性格」は、学部が独立したとしても予算措置から見ても一掃されたわけではなく、教育設備は研究設備と共に、戦後の荒廃のなかにあった。これらの悪条件は、教育方法の工夫でしのぎを削るを得なかった。その一環として25年の夏休みには、学生の実習を奨励した。

昭和25年度後半には薬学部の講座を設け、受講が開始された。翌26年3月の卒業生をもって専門部はその歴史をとじた。

一方教官による少からぬ研究成果も上げ、医学部および腐敗研究所との共同研究も盛んとなっていた。「これが荒廃した研究室で如何なる辛酸の下になされたかは想像にまかせたい」と学部史は述べている。

薬学教育の課程をいかに編成するかは、最も重要な問題であった。従来わが国の薬学は化学に偏している、というアメリカ教育使節団の批判があったが、本学部は医学・薬学の連携を基本とする教育理念に基づき、医学的、生物学的路線の強調は、かねてからの主張であって、講座編成もこの理念が生かされた。ただ理念を生かすのは、やはり教育研究の条件を整えねばならず、予算の不足を同窓会その他の寄附に待つよりほかはなかった。

昭和31年4月から専攻科が、39年4月には大学院薬学研究科修士課程が設置されたが、概算要求を出しはじめてから4年程度の歳月を要している。

### (3) 腐敗研究所（生物活性研究所）

科学者の社会的責任は大きい。それは、人文・社会科学においてもまぬかれることはできないが、とりわけ国民の健康と直接かかわる分野では、社会の注視的とならざるを得ない。腐敗研究所（生物活性研究所）は、すぐれて社会的要請から出発した。

戦後米麦をはじめ主要食糧は政府の統制下におかれ、食糧の絶対量の不足は危機的であった。食糧統制の法規を守って餓死した判事さえ出た。食糧に対する国民の要求は強く、政府の無策を責める声は鋭かった。この情勢下に限られた食糧の腐敗を防ぎ有効に国民の栄養を確保することは、食糧増産とあいまって最重要事の一つであった。

本研究所は、このような社会的要請から、昭和21年（1946）9月、腐敗に関する理

#### 第4節 各学部 各学部の拡充

論的研究を目的とし、千葉医科大学附属研究所として、津田沼町大久保の旧陸軍習志野学校跡地に設置された。

この研究部門は、第1部（腐敗研究部）、第2部（微生物化学部）とから成り、小池医科大学長が所長を兼務し、第1部は相磯和嘉医大助教授が、また第2部は宮木高明薬専教授が担当し、腐研、医大、薬専の協力体制が成立して発足のはこびとなった。

本研究所は、食生活に密接な関係を持つ多種多様な微生物を取り扱うという点で、他とは異なる特色を持ち、多くの研究部門を必要としたが、とりあえず抗菌性物質、抗生物質深求の二つのプロジェクト研究が開始された。

昭和24年千葉大学が発足すると、この附置研究所となり、27年4月には、第1部の放線菌、抗生物質研究グループの業績が認められ第3部（抗生物質部）が独立した。また31年4月には、薬理学を基盤とした食中毒に関する研究の必要から第4部（食中毒研究部）が設置され、徐々に研究部門の充実がはかられていった。

わが国の食品加工業界における食品添加物や防腐剤の乱用は公然の秘密であったが、国の食品添加物指定の際の毒性試験の基準は、不十分、不徹底であった。それ故研究所設置当初から既設部門で研究を続けていたところから昭和38年4月に第5部（食品防腐剤研究部）が設けられた。一方、発ガン性の認められた黄変米の問題は社会の耳目をそばだたせ、大きく報道もされた。この問題に対する研究部門の拡充の必要性は明らかとなった。42年6月にいたり、第6部（有害真菌研究部）が設置され、生物活性研究所（48年9月腐研改組）への発展の方向が固まった。

#### (4) 園芸学部

旧制高等教育機関における農学部は、単純化していえば、「米」に関する研究が主体をなしていたと言われるが、本学園芸学部は、蔬菜、果樹、花卉、その他に関する教育に主眼がおかれ、特徴のある伝統を持っている。

昭和24年創立当初から園芸（50名）、農芸化学（25名）・造園（25名）の各学科からなり、はじめから学科制がとられていた。

26年4月から、千葉農専当時の実科が切替えとなって農業別科が設置された。この別科は、1年で修了し、農家子弟に対する実地教育を目的として設置されていたものであり、全国から集った別科修了生は、地域社会の農業指導者として活躍し、大きい成果をあげている。

この年度から一般教養を終えた学生が専攻学科別に松戸のキャンパスに通うようになり、老朽校舎ではあったが、教官との関係は円滑であった。



28年4月には、それまでコース制で教育が行われていたものが、正式に総合農学科として独立した。この学科の目標の第1は、食糧増産のために農業教員の養成を行うことにあった。これは、農学教育の一つの方向を示すものであった。第2には、農家の安定のために、経営および経済の総合的教育を行うことにあった。

翌29年4月からは、園芸専攻科が設置され、年々多くの学生がこれに学び、大学院修士課程（昭和44年4月）の基礎となった。

一方、千葉大学の整備統合問題が具体的日程にのぼりだしたが、園芸学部は、専門教育と実習を一体とするカリキュラム編成の必要から、西千葉地区に実習農場の確保を求めた。ところが、農地の確保が不可能となったため、昭和32年9月、評議会の議決により、松戸地区に残留することが決まり、これを契機に、それまで遅れていた新校舎の建設にとりかかり、38年3月に竣工し、その後の方向が定まった。

## 第5節 小中台移転後の学生生活

### 1. 稲毛地区学友会の結成と解散

文理学部の小中台移転直後の一般教養学生自治会の活動は、アルバイト対策費の支出、学園生活の充実、ビラ、ポスター等の掲示、レッド・ページ反対等7項目の要求に沿って進められたが、この学生側の申し出は拒否され、その後、レッド・ページ反対に向けてエネルギーを集中したが、反対集会の禁止に対して集会を強行し、中心学生が停学・退学を加えられた。

自治会はかくして3名の退学者を出して幾つかの曲折を経て崩壊していった。

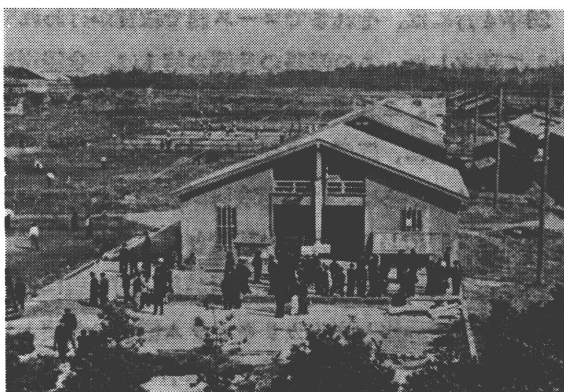
自治会再建が不可能となった26年後半、学生サークルの円滑な運営が資金面から難しくなっていた関係で、運動部および一部の文化部系サークルでは、一定の組織を必要としたが、大学側は文理学部教授会の同意のもとに親睦団体としての稲毛地区学友会を結成し、翌27年4月1日からこれを発足させた。「千葉大学稲毛地区学友会会則」によれば、この会は、会員相互の協力により、学生生活の充実をはかり、文化および体育の向上につとめ、教育の完成に資することを目的としている。これを構成する会員は、通常会員（稲毛地区学生全員）、特別会員（稲毛地区教官および職員）、名誉会員（この会の推薦者）で、組織は厚生部会、文化部会、運動部会、庶務部、会計監査

## 第5節 小中台移転後の学生生活

とからなり、厚生部会は通常会員をもって組織し、学生生活の向上充実の活動を行い、文化部会・運動部会は各部の課外活動を行うものであった。

学友会に対して学生は、昭和27年4月の新学期から反対運動を起した。

その反対理由は、学友会の結成に至る過程で、一般学生の討



学生ホール全景

議を経ていず、また、大学側に強力な権限を持たせ、会員構成からみても、親睦団体的性格を持たせていることは、学生自身による自治会の結成を阻むものである。各クラス毎の討議の後、一般教養課程2年の代表は、反対決議文を大学側に提出し、新入生に対しては、学友会費納入拒否を呼びかけた。これら学生の動きに対し、文理学部教授会は事態の收拾を議し、小池敬事会長名をもって「学友会について」なる一文を配ったが、学生の反対が強く、学友会の機能は停止するに至り、自治結成の方向に向かって歩みが進められた。

## 2. 自治会再建運動と稲毛地区学生会の結成と活動

学友会に反対した学生は、自らの手で学生自治会を結成するための活動を始めた。

昭和27年6月中には1年・2年の各クラスが自治会結成の討論を進め、「千葉大学稲毛地区自治会規約草案」を作り、大学側に示して自治会結成問題を中心にして話し合いに入るよう申し入れた。これに対して大学側は、学友会の問題を含めて、学生代表、厚生委員会、学生部三者による検討の場を設けた。「草案」によれば、自治会は学生の自治と総意により、学生生活全般の充実発展と学問および大学自治を擁護することを目的に掲げ、稲毛地区の学生全員で組織し、クラス会・代議員会、文化部および運動部、三者協議会の機関を置くこととした。クラス投票2/3以上の集計をもって、自治会最高の議決機関とし、学生大会にかわる性格を担わせた。代議員は各クラスから2名選出され、クラス会の議決を執行するものとし、渉外・情報宣伝・庶務・厚生・文化・運動の各部を置いた。課外活動面については文化部・運動部の委員会を設け、必要に応じて代議員に意見を具申することができるものとして、自治会の円滑な

運営を保障するため、代議員会との三者協議会を設けた。

夏期休暇明けを待って自治会再建の活動が再開され、一時停滞していたクラス毎の話し合いが行われ、自治会の早急な再建を求めるに至った。

文理学部の厚生委員会はこれを取りあげ、学生部と共に検討を行い、次の結論に達した。(1)前自治会の失敗を学生に再び踏ませたくない。(2)一部学生は自治会結成を叫んでいるが、一般に自治意識が高まっていない。(3)むしろ教官と学生との親睦団体を作るべきであり、課外活動を伸長すべきである。

自治会に対する大学・学生双方の認識の差を埋めるべく、10月22日と29日に懇談会が開かれ、学生のみによって構成する自治団体とするか、教職員も含めた親睦団体とするかに議論が集中した。

ところで、自治会が解消してから2年に近い期間が経過し、課外活動を含めた学生の諸活動が再び停滞してゆくという事情もあって、大学側は一定の譲歩をし、名を捨てて実を取る方向で妥協し、その結果「稲毛地区学生会規約」の草案が作成され、双方で検討し、昭和28年1月28日に最終案を得た。その後文理学部教授会の議を経て同年3月1日から千葉大学稲毛地区学生会が発足した。

学生会規約には次のような特徴がみられた。(1)自治会ではなく名称を学生会とし、課外活動と学園生活を豊かにすることを目的とし、親睦団体的色彩を帯びた。(2)構成員を稲毛地区学生全員と特別会員である教職員とした。(3)組織は代議員会、文化部会および運動部会、運営委員会とした。(4)学生会の最高決議機関は、各クラス投票集計の過半数としたことによって、学生の自主性が保たれた。(5)代議員会は、各クラスから選出された代議員によって構成し、委員長の権限は代議員会の議決事項に限られた。(6)会費は授業料と共に納めること等であった。

稲毛地区学生会は、28年度新学期にあたって、学生会最初の各クラス代議員の選出の終わった5月30日、第1回の代議員会を開き、初代委員長に石毛を、副委員長に天明を選出し、庶務・会計・情報連絡、厚生の各係を選出して体制を整え、次の当面の活動計画を決定した。(1)学生生活向上のために互助板の設置、将来学生の手による食堂運営のため、協同組合設立の母体として食堂対策委員会の設置、厚生課に対し、医療費の割引きや、アルバイトの開拓等の要望、学内販売の本の割引き交渉、(2)学生の通学の便をはかるため通学路の整備および松戸地区学生の単位取得の各種障害の除去、(3)大学統合運動への協力、(4)医務室の新設、学内緑化の推進、図書閲覧の便宜等、主として学生生活の充実を全学生で推進することを運動の目標に掲げた。そして、全学統一大学祭の開催等を通して、稲毛地区学生会が、全学学生運動の中核としての役割

## 第5節 小中台移転後の学生生活

を担ってゆき、学生の要求に依拠し運動を展開することとなった。

### 3. 大学祭とサークル

本学における創立当初のサークル活動は、包括校を土台とした各学部にあった。文化・運動サークルを母体とし、各学部の学生を含めるサークルが多かったが、学部独自の色彩の濃いサークルの活動もあり、社会的諸問題に強い関心を持つサークルもあった。対外試合や学外演奏会、あるいは雑誌の発行等活発な活動を行うサークルも2・3に留まらなかった。大学新聞の発行は、医科大学から引き継がれたものであるが、1サークルの活動としては特異な存在であったといえる。

これらの活動が結集される場の一つに大学祭があった。大学祭はまた学生を主体として、大学における学問研究の社会への開放、学生運動の内実の発表を通して、社会とのかかわりを深めることも、その内容となっていた。したがって、学生の自治活動が活発に行われ、組織が学内に定着していない限り、全学統合の大学祭は困難な場合が多い。本学の様に創立して日が浅く、自治会がなかった昭和26年段階には、各学部や寮が独自に行う文化祭がこれを代行する形をとった。

昭和27年11月には、1日から3日にかけて、医学・薬学・附属病院共催の文化祭には約2万人の人が訪れ、新聞会・社医研・文芸部共催の「原爆展」は、市民に驚きと感銘をあたえ多大の反響があった。

教育学部、猪丘寮祭も楽しく行われ、松戸の園芸学部も文化祭が行われ、展示会・農事相談等は学部独特の色彩を示した。

同年23・24両日は、文理学部稲毛祭も開かれ、運動会の外、文化祭は新聞会の平和の為の写真展、映画研究会の映画と講演、社会科学研究会のファッション展と講演、ESSの講演、音楽部のコンサート、美術研究会の美術展と講演、文化部本部の原爆展、独語研究会の講演とレコードコンサート、放送研究会の展示と取材活動、囲碁・将棋部の対抗試合、UNESCO展、物理研究会の展示お



30年前後の稲毛祭仮装行列

よび図書館活動の展示、弁論大会、芸能大会等多彩な行事が行われた。参加サークル、クラスの数は多く、一般教養学生の意気を示した。

翌28年度は、例年各学部で行ってきた文化祭を、全学統合して成果をあげようとする希望が高まり、特に稲毛地区に自治組織である「学生会」が再建された年だっただけに意気込みは高く、「全学大学祭統合連絡協議会」が6月に開かれ、本学開学式を中心に統一大学祭開催に向けて努力することが決議された。9月以後は具体化の会議が持たれ、運動会・音楽会・映画会・英語討論会が全学統一行事となり、各学部行事も全学統一大学祭の一環として参加することとなった。プログラム、宣伝等も統一して行われたのであった。実際に「全学祭」は、10月31日から11月7日まで前記4つの行事が行われ、学部祭は、医学部(10月31日～11月2日)、薬学部(10月31日～11月1日)、園芸学部(11月1日～同3日)、文理学部稲毛祭(11月6～7日)、教育学部(11月下旬)で行われ、展示会、講演会等では、いわゆる課外活動発表の外、専門学科の研究発表も多く行われた。

また、当時鋭く問われていた政治的、社会的諸問題に関する展示・講演も行われたのであった。統一大学祭の基礎はこの時にできあがったと言えよう。

#### 4. 女子学生の会

戦後教育の機会均等が制度化され、男女共学が実現したが、女性の大学への進学は多くはなく、本学の場合もその例にもれなかった。創立以来女子学生の入学は徐々に増加してはいたが、それでも、教育学部の2年課程を除いて、29年度において、女子学生数は、全学生の8%を少々上まわる程度であった。

当時の女子学生の多くは、女子高校出身者が多かったが、新時代をにいう意味で女性の社会的地位を高めるべく、敢えて女子大学を選ばず、男子を主体とした大学へ入学した人達であった。

女性が一定の年齢に達すれば家庭に入るのが当然視された意識構造のなかで、大学において学問と職業を身につけ、自立した女性として社会に立ち向おうとする積極的意志の持ち主が女子学生の大部分であった。本学が創立以来、ほとんど全学部女子学生が進学してきたのは、その意味に理解できる。

勇気と期待をもって入学しても、極めて少い女子学生の立場は、何かにつけて気おくれを余儀なくされる場合が多かった。劣悪な施設による大学生活の不便さは、大きかった。例えば、稲毛における女子更衣室が完備されなかったことは、毎週必修で

## 第5節 小中台移転後の学生生活

われる体育の時間には決定的であった。高校での生活実感との差は大きく、学生生活での違和感はいなめなかった。

昭和28年（1953）の後半頃から女子学生の有志が集まり、更衣室兼談話室の設置を厚生課等に交渉し、翌年にいたって獲得できたが、カビの臭の強い部屋だったという。

当時本学の就職情況は、特殊な学部を除いて全般的に厳しく、女子学生に対する社会的認識の低さが重なって一層厳しい事態があり、危機感は深かった。この問題も含めて充実した学生生活をめざし、何度かの準備会を開いた末、29年10月に全学の女子学生を統一した「千葉大学女子学生の会」を結成した。

アルバイトの開拓、更衣室の改善、女子寮の充実等、大学当局への要望が次々に出された。そして、29年12月4日から6日にかけて行われる「全日本女子学生大会」に代表を送るべく、各学部自治会、寮、教官等に協力を求め、各学部代表からなる6名がこの大会に出席し、全国の動向に歩調を合わせていったのである。